

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑太作 外6名

被告 山口県知事村岡嗣政

意 見 陳 述

2026年4月27日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 内 山 新 吾

弁論の更新にあたり、本件訴訟の重要性をふまえて、本件で審理されるべき争点について、簡単に説明します。

本件は、いったん人証調べの段階に入ったものの、予定された証人の差し支えと、その後、原告ら代理人が病気のため対応が困難になったという事情により、新たに代理人団が組織されることになりました。異例の展開ではありますが、原告側は改めてそれまでの弁論の状況を検討し主張立証を練り直すことになりました。私は、政教分離違反を主たる争点とする訴訟に関わるのは、これが初めてですが、他の代理人の中には、この争点について、豊かな識見と経験を持つ者が複数います。本件におけるこれまでの弁論の経過と過去の判例を踏まえ、充実した審理になるよう努めます。

本件ではこれまで原被告間でかなりの準備書面のやりとりがされています。しかし、最高裁判決の目的効果基準を踏まえた判断を行うためには、より緻密

な争点整理と審理をする必要があると考えます。その観点を指摘したのが、昨年12月に提出した意見書であり、このたび提出した準備書面（6）です。

争点1は、「目的効果基準の適用における判断順序」です。最高裁の愛媛判決の判断枠組みをもとに、原告と被告の主張を整理しています。そして、争点2以下は、目的効果基準の適用にあたって重要な個別的な争点です。争点2は、「憲法上の「宗教」とは何か」。宗教学的論争をするものではありませんが、押さえておくべき点です。争点3は、社会的儀礼論。被告の主張に照らして、極めて重要な争点です。争点4は、「山口県遺族連盟の位置付け」。この点は、これまで十分に主張していなかったもので、このあと、加島代理人の意見陳述の中でふれます。争点5は政教分離原則の根拠です。目的効果基準の枠組みで判断するとしても、同原則が拠って立つ基礎の理解は不可欠です。

本件では、以上の争点について、十分な主張整理がされたうえで、必要な証拠調べが行われるべきです。

本件は、県知事が公務として山口県護国神社の春季例大祭に出席し参拝（玉串拝礼）し挨拶をしたことが憲法20条3項の「宗教的活動」に該当するかが問われる訴訟です。この点の違憲性を正面から問う事件での判例はありません。

裁判所が慎重で十分な審理のうえ、公正な判断をされることを求めます。